

## 【アメリカ】米ロ戦略兵器削減条約

アメリカのオバマ大統領とロシアのメドベージェフ大統領は、2010年4月8日に新たな戦略兵器削減条約(New START)に調印した。2009年12月に失効した第一次戦略兵器削減条約(START1)を引き継ぎ、さらに削減をすすめる条約である。主要な内容は次の通りである。①両国それぞれの核弾頭配備数を1,550発に制限する。これは1991年のSTART1より74%の削減で2002年のモスクワ条約より30%の削減。②大陸間弾道ミサイル(ICBM)等の運搬装置については総数を800に制限、このうち配備されたものについては700に制限。③条約の履行を確かめるための体制を設ける。④アメリカのミサイル防衛システムについては、計画中のものも含めて、実験、開発、配備を制限しない。また、長距離通常攻撃兵器についても制限しない。⑤発効には両国の議会承認が必要で、発効後は10年間有効となる。今後の議会承認には難航も予想されている。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】高等教育援助法成立

2010年3月30日、高等教育援助法が医療保険改革法に盛り込まれて、大統領の署名を経て成立した(P.L.111-152)。教育費の負担を軽減し、大学や大学院で教育を受けやすくすることを目的としている。主要な内容は、連邦レベルの奨学金であるペル奨学金の拡充、コミュニティー・カレッジへの援助、黒人や人種的少数者のための大学への援助の拡大、学資ローン返済負担を軽減するために返済額を可処分所得の10%に制限すること、銀行などの金融機関への保証付連邦学資ローンに対する連邦政府による補助金の廃止、などである。連邦政府の関与する学資ローンについては過去10年間で最も大きな改革となる法律で、オバマ政権の優先政策課題の一つであった。大統領は署名に際して、「長年にわたって学資ローン制度は金融機関のためのものであったが、これで学生とその家族のためのものとなる。」と発言している。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【EU】欧州委員会、2010年の事業計画を採択

欧州委員会は、2010年3月31日、2010年の事業計画を採択した。「行動すべき時」という副題が与えられた事業計画は、コミュニケーションの形で公表された(COM(2010)135 final)。事業計画は2010年を「EUにとって新たな時代の始まり」と位置付けており、欧州を現在の経済危機から救い、市民に直接的な利益をもたらす政策を打ち出そうとする欧州委員会の決意を示すものとなっている。その本文では、4つの主要なテーマとして、「危機の打開と欧州の社会的市場経済の維持」「市民をEUの活動の中心に据えるための計画の立案」「世界的視野を持った野心的で一貫性のある対外政策の策定」「EUを機能させるための手段と方策の現代化」を挙げ、解説している。この計画の附属文書Iには、それら4つのテーマに沿った34の戦略的課題が、附属文書IIには、2010年及びそれ以降に検討すべき280もの主要な提案が列挙されている。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

## 【EU】 欧州市民が直接立法に関与できる制度

2009年12月のリスボン条約発効により改定された欧州連合条約の第11条には、EU市民が直接、欧州委員会に対して立法提案を行うように要求できることが規定されている。具体的な手続き及び条件は閣僚理事会及び欧州議会が定めるとされており（欧州連合運営条約第24条）、欧州委員会は2010年3月31日、これに関する新規則案を「欧州市民イニシアチブ（European Citizens' Initiative）」としてとりまとめた。案では、EUの少なくとも3分の1の国々（現時点では9か国）から、100万人以上の市民の署名（支持表明としての個人特定情報）を紙又は電子的媒体にて1年以内に集めることとし、各国の必要最小署名数は欧州議会のその議席数から算定されている。3か国から30万人の署名が集まった段階で欧州委員会から適格性のチェックを受ける。最終的に許容可能かは、各構成国による3か月以内のチェックを経て、欧州委員会が4か月以内に対処方針を決定する。欧州委員会は年内の新規則成立を期待している（IP/10/397）。（海外立法情報調査室・植月 献二）

## 【EU】 エコラベルに関する規則の制定

環境にやさしい商品及びサービスに対してEUが授与するエコラベルの基準の制定及び適用に関する「EUエコラベルに関する2009年11月25日の欧州議会及び閣僚理事会規則（2010/66/EC）」（2010年1月30日公布）が2月20日に施行された。これは、旧規則（EC）No 1980/2000に置き換わる規則であるが、大きな改正点は、より高い環境基準、安価な手数料及び単純化された基準などである。その背景には、エコラベルの基準の制定及び改定手続きを迅速化したいという意図がある。エコラベルの取得は任意であるが、これまで、エコラベルは清掃用製品、電子機器、繊維、観光宿泊施設及びキャンプサイトサービスなど26製品群の24,000以上の製品やサービスに授与されてきている。欧州委員会は、今後、環境に対する影響の大きいものや改善効果の高いものを中心に2015年までに、これら製品群を40から50に増加させることを目指している。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

## 【EU】 育児休業期間延長指令の制定

欧州連合は、2010年4月7日、子どもが8歳に達するまでの間に親1人につき3か月認めていた育児休業期間を4か月に延長する閣僚理事会指令（2010/18/EU）を施行した。親相互の代替取得は原則的に認めるべきでないとするが、各構成国の裁量に任せている。ただし、最短でも1か月は本人が取得しなければならず、取得しない期間は捨てることになる。父親の育児休業取得を促進すること、仕事と家庭における生活バランスを改善し、労働市場における男女平等を促進することが指令のねらいである。指令は、育児休業を取得することによって差別されることのないように労働者を保護し、その速やかな復職を保障している。また、復職後の一定期間は労働時間の変更を要求できるものとし、雇用者はこれに配慮することが義務付けられている。対象となる労働者の雇用形態は有期雇用、一時雇用、派遣労働を問わず、全てに適用される。各構成国はこれに従った国内法を2012年3月8日までに定める。現行指令96/34/ECはその時点で廃止される。（海外立法情報調査室・植月 献二）

## 【イギリス】 児童貧困対策法の成立

1999年、当時のブレア首相による児童貧困撲滅宣言以来、労働党政権は次々と政策方針等を打ち出してその対策を実施してきた（『外国の立法』236号, 2008.6, pp. 32-40 参照）。しかし、今まで、その政策目標等は、いかなる児童貧困対策についても、政府に政策遂行の法的な義務を課すものではなかった。2010年3月25日に成立した2010年児童貧困対策法（同年法律第9号）は、2020年までの児童貧困の撲滅という政権の公約を法定することで、将来の政権、自治地域政府及び地方政府による児童貧困対策への持続的な取り組みの確保に資するものである。同法は①相対的低所得、②低所得と物質的困窮の結合、③絶対的低所得及び④貧困の持続性（直近4年中3年以上低所得の世帯に属する子どもの割合を基準とする）という指標を立てて達成目標を明確化しつつ、全国と地方の双方で進捗状況の確認及び目標達成評価等の法的な枠組みを創設した。なお、所定の要件を備える就学児童への無料給食も規定された。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【フランス】 州議会議員及び県議会議員の同時選挙法の制定

「県議会議員及び州議会議員の改選を同時に行う2010年2月16日の法律第2010-145号」が制定された。同法律の重要点は、州議会議員選挙及び県議会議員を同時に行い、その当選者を「領域議会議員（les conseillers territoriaux）」とし、その者が県及び州議会議員を兼ねることである。こうした方向性は、バラデュール元首相が主宰する委員会の地方分権に関する報告書に沿っている。同報告書では、当該議員選挙に関して、プレミアム式比例代表制や州議会議員と県議会議員が候補者名簿を共有し、順位上位の者が両議会議員を兼ね、順位下位の者は、県議会議員のみとなるという制度を提案していたが、当該法律ではそこまでは規定していない。また、この制度を2014年から実施するために、次回の県議会議員の任期を3年とし、次期の州議会議員の任期を4年とすることが定められた。（バラデュール委員会報告書については、拙稿「地方分権改革の促進に関する報告書」『外国の立法』239-2号を参照のこと。）

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

## 【フランス】 ジャーナリストの情報源秘匿の保護に関する法律の制定

「ジャーナリストの取材情報源秘匿の保護に関する2010年1月4日の法律第2010-1号」が制定された。同法律の目的は、ジャーナリストが持つ情報源秘匿の権利とその公開を要求する司法組織との関係を厳密に確定することにある。すなわち、その情報源の開示が公衆の「一般的利益」に比して特に必要である場合、例えば、緊急事態等の例外的状況がその情報源を必要とする場合に限り、その情報源は開示されうると定める。また、当該法でいう「ジャーナリスト」とは、労働法典に規定される職業的ジャーナリストのほか、インターネット情報記事を書くアルバイト的記者及び編集者等も含まれることを明示している。加えて、秘匿される情報とは、次に掲げるものとされた。①情報を与えた者の名前及び個人情報並びにその者の声及び映像、②その情報を得た際の具体的な状況、③ジャーナリストによって例えば書籍等で情報の一部が公開された場合には、残された未公開情報、④ジャーナリストの個人情報及び雇用主等。

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

## 【フランス】社会奉仕に関する法律の制定

「社会奉仕 (service civique) に関する 2010 年 3 月 10 日の法律第 2010-241 号」が制定された。この場合の社会奉仕とは、フランス国籍を有しているか又はフランスに 1 年以上滞在している 16 歳から 25 歳の若者が、「一般利益 (intérêt général)」のため、特に、環境保全、人道支援、スポーツ活動並びに国防及び市民の安全保障を任務として、6 か月から 12 か月の間、働くことを意味する。同法律は、第 1 に、移民を含めたさまざまな出自を持つ若者たちがともに社会活動を行うことで、フランスという一つの国家に統合され、「共和国的価値 (valeurs de la République)」を共有するに至ることを目指している。第 2 に、特に 16 歳から 18 歳までのディプローム (初期又は中期教育卒業免状) を有さない者が、こうした活動を実施することを通して、州や県の労働事情に合わせた計画に沿った職業訓練を受け、職業的活動等の積極的な社会的活動の準備を行うことを意図している。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

## 【イタリア】統一地方選挙の結果と今後の政策展望

2010 年 3 月 28、29 日の両日にわたって、統一地方選挙 (全 20 州のうちの 13 州、一部の県及びコムーネ (我が国の市町村にあたる) の首長と議員を選出する) の投票が行われた。注目を浴びた州知事選では、国政与党の中道右派連合が、ローマ、トリノ、ナポリなど主要な大都市を擁する 4 つの州で、そのポストを中道左派系の現職から奪い、事実上の勝利を収めた。この選挙は、発足後 2 年を経た現政権の今後を占う意味でも注目されたが、この勝利により、国民の信任が得られたとするベルルスコーニ首相は、残る 3 年の任期をにらんで、司法改革、税制改革、さらに強力な大統領制の導入など、懸案事項を一挙に推し進めたい意向である。ただし、与党連合のなかでは、北部同盟が得票を伸ばしたことで、今後、連邦制への移行の要求など、その発言力が一層強まると見られ、首相は、その対応に苦慮する可能性がある。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

## 【イタリア】労働者憲章法第 18 条に抵触する疑いのある法律案をめぐる動き

種々雑多な労働関連の規定を束ねた法案 (「ごった煮法」とも揶揄されている) が、下院に引き続き、2010 年 3 月 3 日に上院でも可決され、大統領の審署を待って法律として成立するばかりとなった。しかし、ナポリターノ大統領は審署を拒否し、憲法第 74 条に規定する再議要求権を行使して、3 月 31 日に、上下両院に対し再審議を求める教書を送った。この法案に含まれる 2 つの条文に疑義をはさんだためである。そのうちの 1 つは、特に大きな注目を浴びている。労働者が正当事由なく解雇された場合には裁判所に救済を求めることができるとする労働者憲章法第 18 条を実質的に骨抜きにする規定が含まれており、野党や左派系労組が反対し、一部の労働法学者などからも批判が出ていたからである。大統領は、当該規定が、憲法の保障する「裁判を受ける権利」を侵害する疑いがあるとしている。法案を提出した政府は直ちに、指摘を受けたこれらの条文の再検討を始めた。

(海外立法情報調査室・萩原 愛一)

## 【スウェーデン】移民の早期語学習得報奨金制度の設立

スウェーデンへの移民は、学校法(Skollag(1985:1100))第13章第6条に基づき、スウェーデン語を習得する権利を有しており、これにより地方自治体が費用を負担する「SFI(移民のためのスウェーデン語コース)」に無料で参加できる。SFIは16歳以上の義務教育の対象外となる者を主たる対象とするが、18歳以上でSFIの規定のコースを1年以内に修了した者に、コースのレベルに応じて報奨金を与える法案(Prop. 2009/10:188)が国会で審議されている。国の主要語であるスウェーデン語の速やかな習熟により、移民の社会参加や就職が一層促進されることを目標とし、報奨金は非課税となる。2010年初頭から13の自治体で試験的な運用が始まっており、報奨金はコースのレベルに応じ6,000クローナ(約8万円)から12,000クローナである。法案が可決されれば2010年9月1日より施行される見通しである。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【ロシア】地下鉄テロを受けた公共交通機関の安全に関する大統領令

2010年3月29日、モスクワの地下鉄で39名の死者を出すテロ事件が発生した。これを受けてメドヴェージェフ大統領は3月31日、「交通における住民の安全を守る複合的システムの創設に関する大統領令」を発令した。モスクワの地下鉄でのテロは10名の死者を出した2004年8月の事件以来のことであり、その社会的な衝撃の大きさから、迅速かつ明確な措置がとられることとなった。同大統領令は、特に地下鉄などの公共交通機関での住民の安全の保障、非常事態・テロ行為の防止を目的として、連邦政府が中央・地方の執行機関間の協力に関するプログラムを4か月以内に承認し、また最も脆弱な交通インフラ施設にその危険を除去するための特別な機器・設備を2011年3月31日までに設置させること、さらに、住民の安全を守るためのこうした複合的なシステムの創設を2014年1月1日までに完了させることなどを規定している。

(海外立法情報課・堀内 賢志)

## 【ロシア】社会志向的なNPOの支援に関する連邦法が成立

2010年4月5日、「社会志向的NPO支援問題に関するロシア連邦の各法令の改正に関する連邦法」が成立した。同法は、国家機関と地方自治機関が、NPOが行う「ロシア連邦における社会問題の解決と市民社会の発展に向けた活動」に対して、物品やサービス、税制上の優遇措置などの経済的支援や、職員・ボランティアの技能の習得・向上のための支援を行うこと、さらに、こうしたNPOの活動を支援する法人に対しても税制上の優遇措置を与えることなどを規定している。同法が「社会志向的」活動として規定しているのは、市民の社会的支援・保護、自然災害などの被災者・避難民の支援、自然環境・動物の保護、歴史的・文化的・宗教的建築物などの保護、法的なサービスや支援、市民による社会的に危険な行為の防止、慈善事業やボランティア活動、市民の倫理的・精神的向上、教育・啓蒙・学術・芸術・保健・体育・スポーツなどの領域の活動である。

(海外立法情報課・堀内 賢志)

## 【ロシア】南オセチア・アブハジアとの共同国境警備に関する協定を批准

ロシア議会は「南オセチアの国境警備における協力に関するロシア連邦と南オセチア共和国間の協定」及び「アブハジア共和国の国境警備における協力に関するロシア連邦とアブハジア共和国間の協定」を批准し、両協定は2010年4月5日にメドベージェフ大統領の署名を得て発効した。両共和国は90年代にグルジアからの独立を宣言し、2008年のグルジア紛争後、ロシアを含む4か国が独立を承認している。両協定により、南オセチアはグルジアとの境界地域の警備の権限をロシアに移譲し、アブハジアはそれに加えて同共和国の領海となる海域の警備の権限も移譲する。両協定は2009年4月30日に調印されていたが、グルジアのみならず、米国やEUなどもこれを非難する声明を出していた。さらにロシアは2010年2月17日にアブハジアと、また4月7日に南オセチアと、両共和国の領土における「合同ロシア軍事基地に関する協定」を締結した。

(海外立法情報課・堀内 賢志)

## 【中国】会計検査法施行条例の改正

2006年に会計検査法が改正されたのに伴い、会計検査法施行条例の関連規定が改正された。2010年2月2日に国务院第100回会議常務委員会を通過、同月11日公布、5月1日から施行される。主な改正点としては、①会計検査結果の公開可能な範囲の拡大（従来は政府や上級の会計検査機関が公開を要求している場合、社会大衆の関心が高い場合及び法律法規で公開が定められている場合に限り公開可能であったが、その制限をなくした）、②会計検査の範囲の拡大（財政資金を受けている機関やプロジェクトの財政資金の運用実態、合法性、効果の検査監督についての規定を設け、追跡検査が可能となった）、③会計検査を受ける建設プロジェクトの範囲の明確化、④検査の実施の非通知についての明確化（検査対象機関には原則3日前に検査の実施を通知することになっているが、対象機関に重大な違法行為の疑いがある場合等特殊な状況においては、事前通知をせずに直接検査を実施することを明文化した）、⑤会計検査機関に対する監督の強化などがある。

(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

## 【中国】自動車運転免許規定の改正

自動車運転免許に関する規定が公安部により改正され、2009年12月7日に公布、2010年4月1日から施行された。今回の改正では、運転が許可される車両として障害者専用小型AT車が加えられ、また運転免許の取得に必要な身体条件が緩和されており、より多くの身体障害者が自動車を運転することが可能となった。右下肢又は両下肢の欠損あるいは運動能力の喪失があっても、自立して座ることができる場合には、障害者専用車の運転免許証の申請ができ、補聴器を装備することで規定の聴力に達する聴覚障害者は普通小型自動車の運転免許証の申請ができる。なお2008年に、国家標準化委員会により「身体障害者用自動車運転補助装置」の規格が施行されている。そのほか、飲酒運転、高速道路での後進や逆走、免許証やナンバープレートの偽造、変造等の違法行為に対する罰則が強化されている。

(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

## 【中国】商品の過剰包装制限に関する国家規格の実施

2009年3月31日に国家品質監督検査検疫総局と国家標準化管理委員会が公布した食品、化粧品の過剰包装を制限する規格（GB23350-2009）が2010年4月1日から施行された。商品の中でも過剰包装が顕著な食品と化粧品について、空間率（商品のパッケージの容積に対して空間の占める割合）、包装の層数、包装費用の3種の指標について強制規格としたもの。空間率は菓子類が60%以下、化粧品が50%以下、食糧は10%以下等、商品の種類によって異なる。層数については、商品に直接接する包装資材を除き、食糧は2層以下、他は3層以下としている。包装費用は、商品に直接接する包装を除き、一律販売価格の20%以下と定められている。食品や化粧品の過剰包装は、「美しいゴミ」として数年前から社会問題となっていたものの、中国の贈答習慣もあり解決が難しいとされてきたが、これで一応の決着を見た。今後の課題として、包装資材の材質についての規格も必要という意見がある。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

## 【カンボジア】腐敗防止法案の下院可決

2010年3月11日、カンボジア下院において腐敗防止法案が可決された。野党サム・ランシー党議員16名は法案の内容を吟味する十分な時間が与えられなかったとして採決をボイコットした。同法案は全9章57条で構成されており、全ての国家公務員に資産及び負債の申告を義務づけ、腐敗により得た資産は没収、腐敗が発覚した場合には最高で15年の禁固刑に処せられると規定している。カンボジアは、トランスペアレンシー・インターナショナルによる汚職指数において180カ国中158位にランクされるなど、ASEAN諸国のなかでも腐敗が進んだ国として国際社会から批判を受けている。サム・ランシー党は、腐敗監視のための独立した機関が設置されなければ実効性はないなどと法案を批判している。同法案の作成には15年の歳月が注がれ、2004年からは国連の支援を得て法案作成作業が進められたにも拘わらず、下院での法案の審議がわずか2日間で終わったことに対し、国連は、十分な審議が必要であると懸念を表明している。

（海外立法情報課・大友 有）

## 【タイ】タクシン元首相資産没収判決再審理請求

2010年2月下旬、タクシン元首相は最高裁判所政治職者刑事訴訟部において、自身と一族が保有する資産の一部を没収処分とする判決を受けた。これに対し、タクシン元首相の弁護団は判決を不服とし、憲法第278条に基づき最高裁判所大法廷に対し再審理を求めた。一方、タクシン元首相を支持する反独裁民主統一戦線（UDD）は、3月中旬以降、議会の即時解散を求めバンコク中心部を占拠し反政府運動を展開してきたが、4月10日、強制排除を試みた軍と衝突し、死傷者を出す事態となった。これとは別に、選挙委員会は、2005年に現与党の民主党が違法な企業献金を受けていたとして同党の解党を求め検察庁に告発した。検察は30日以内に本件を憲法裁判所へ提訴するか否かを決定する。仮に本件が憲法裁判所において審理され、違法と判断された場合には、民主党は解党、党首であるアピシット首相は5年間の政治活動禁止の処分となる。

（海外立法情報課・大友 有）

### 【ミャンマー】 NLD による選挙不参加の表明

2010年3月29日、ミャンマーの最大野党である国民民主連盟（NLD）は、先に軍事政権が制定した選挙関連諸法の内容が不公正であるとして、今年実施が予定されている総選挙への不参加を決定し、政党登録法に定められた政党登録を行わないと発表した。この決定は、NLD を率いる民主化指導者アウン・サン・スー・チー氏の意見を尊重したものである。政党登録をしない場合、NLD は政党としての資格を失う。軍事政権による選挙関連諸法に対しては、潘基文国連事務総長が「ミャンマーの選挙は包摂的で参加型、かつ透明でなければならない」と述べるなど、欧米諸国からも批判が表明されている。一方、ミャンマーを加盟国とする ASEAN は、4月8-9日にハノイで開催された首脳会議の議長声明において、ミャンマーにおける「民主化プロセスの継続の必要性」に触れ、公平な選挙を促す姿勢を示したものの、軍事政権に対する批判は表明していない。

（海外立法情報課・大友 有）